

令和5年8月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年8月10日、午後3時00分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

田中 文 委員 中村 裕 委員 中山 健治 委員

事務局の出席者は4名である。

事務局 それでは、8月の総会に当たりまして御報告いたします。本日は全委員数24名中21名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議長、よろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまより8月の農業委員会総会を開催いたします。

議題に参ります。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1号議案、審議番号1番は、議席番号**番、****委員が渡人であり、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当しておりますが、****委員は本日は欠席をされておりますので、通常どおりの審議番号順に進めさせていただきます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案の1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域。1番から2ページ、2番までの2件です。

続きまして、西部地域。3番から4ページ、9番までの7件です。

以上、審議番号1番から9番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号1番、6番並びに9番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いいたします。

それでは、お願いをいたします。

****委員** では、報告させていただきます。

審議番号1番の案件につきましては、7月31日に申請人の****氏と私、**、**推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いた

します。

申請人の****氏は、現在、大刀洗町に住んでおり、今回、山本町豊田の農地を売買にて取得して農業を始める予定です。申請人の年齢は75歳です。営農計画は、柿、イチヂクを栽培する計画となっております。

農作業従事者には、主に本人、妻、長男、次男が従事する予定です。農業経験はありませんが、山本町の**農園より指導を受け、知識や技術を習得する予定となっております。また、遊休農地となっている今回の取得農地を自ら解消し、果樹栽培に取り組むことで、地域農業に貢献していきたいとの考えをお持ちです。農機具については、トラクター、草刈機を所有されております。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理が見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果については、8月1日の東部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、審議番号1番のヒアリング結果について報告を終わります。

****委員** それでは、審議番号6番の案件につきまして説明いたします。

審議番号6番の案件につきましては、7月21日に申請人の****氏と私、**、**推進委員、農業委員会事務局城島事務所職員において、ヒアリングを行いました。

申請人の****氏は、現在、善導寺町に住んでおり、今回、城島町下青木の農地を売買で取得して、農業を始める予定でございます。申請人の年齢は27歳です。営農計画は、無農薬、有機農業でレモン、オリーブ、ハーブ等の通常の土地利用型や施設園芸に属さない、当人たちがこだわった農業を計画されてあります。

農業従事者は、主に本人と母が従事する予定です。農業経験は、ご本人は新規就農者であり、家族である母の手伝いを約1年行われております。本人の母は、実家がミカン農家であり、12年と3年ほど前から八女市の市民農園を3区画借り上げ、ジャガイモ、ニンジン等の栽培をされております。過去、城島町の貸農園でも栽培されていたそうです。

農機具等については、トラクターは借用にて使用予定、軽トラックは今後保有予定とのことです。販売予定先については、任意で提出いただいた販売領収書を確認し、無農薬、有機農作物を仕入れられている業者へ販売実績が確認されました。今後同様の販路の拡大やネットでの販売を予定されております。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理を

見込めるものと考えております。また、ヒアリングの結果について、8月2日の西部審査会にて報告を行い、問題はないものと判断されております。

以上で、審議番号6番のヒアリング結果について、報告を終わります。

****委員** 審議番号9番の案件につきまして、報告します。

7月5日に、申請人の****氏と、委員改選前の期間でしたので、**農業委員と推進委員をしておりました私、**と農業委員会事務局三潯事務所職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人、****氏は現在、申請地の隣、三潯町原田**番**に住んでおり、今回、隣接する農地を売買にて取得して農業を始める予定です。申請人の年齢は53歳、営農計画は野菜を栽培する計画となっております。農作業従事者は、主に本人、妻が従事する予定です。農業経験は、妻と一緒に5年ほど野菜の栽培経験があるとのこと。農機具については、大型機械は所有されておらず、スコップなど手作業用の農機具を所有されています。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や適正管理を見込めると考えられます。また、ヒアリング結果について、8月2日の西部審査会にて報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、審議番号9番のヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 報告ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただいまから採決をいたします。第1号議案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審

議番号2番及び3番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、関連案件とそれ以外に分けて審議をし、審議番号2番及び3番は、第4号議案と一括して議題といたします。

それでは、第2号議案、審議番号1番につきまして、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案の5ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域。1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町石垣及び田主丸町田主丸、田、2筆、計1,867㎡。申請理由、施工期間を変更するものです。変更内容、施工期間が、令和4年1月15日から令和4年3月30日までだったものを、令和4年1月15日から令和6年8月31日までに変更するものです。こちらにつきましては、令和4年1月12日付にて4条許可が出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第2号議案、審議番号1番について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号1番は可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局** 議案の6ページをお願いいたします。
- 第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
- 西部地域。1番、1件です。
- 1番、申請地、荒木町荒木、田、853㎡のうち734㎡。申請理由、申請地を牧草及び乾草等置場として利用するものです。
- 以上で説明を終わります。
- 議長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を頂きたいと思
います。
- それでは、西部審査会から報告をお願いいたします。
- **委員** 西部審査会について報告します。
- 審議番号1番、地図ナンバーは4番です。
- 転用目的は、牧草・乾草等置場として利用するものです。申請地は、荒木小学校から南へ約450m、荒木中学校から西へ約1kmのところ
に位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあつて、500m以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地として判断をしております。
- 雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。約1mの盛土をし、東側道路と高さを合わせる計画で、被害防除につきましては、コンクリートブロック2から3段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。
- これらの申請案件につきましては、排水承諾等、添付書類を確認しております。
- 以上、西部地区1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地調査を踏まえ、書類審査を行いました
が、問題はないものと判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長** ありがとうございました。
- それでは、報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思
います。質疑のある方はお願いをいたします。どうぞ。

**委員 転用目的には牧草と乾草等とありますけれども、これは牧草を育てるわけではなく、乾燥した牧草をそこに置くということでいいのですか。それとも、ここで牧草を育てるということですか。

事務局 こちらは農地転用の許可申請になっておりますので、農地を農地以外のものに使う申請の許可を取得していただくものとなっております。結論から申し上げますと、育てるためのものではなくて、刈り取った後の牧草や丸めたもの等を置く置場として利用するものでございます。

**委員 分かりました。それなら結構です。もし牧草をここに置かれるんだったら、これは何か田んぼみたいだから、そういうことにしておくとか害虫の被害というのがあるんじゃないかなと思ったのでお聞きしました。

事務局 補足説明させていただきますと、西側の土地につきましては御自身の所有農地となっておりますので、同一所有者となっております。

議長 よろしゅうございましょうか。よろしいですか。

**委員 はい。

議長 ほかにどなたかございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。第3号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、審議番号2番及び3番、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案の5ページのほうにお戻りください。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域。2番、1件です。

2番、申請地、田主丸町田主丸、田、165㎡。申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。変更内容、転用事業者が、****氏から****氏へ、転用目的が、分家住宅から自己用住宅へ変更するものです。こちらにつきましては、昭和52年11月4日付にて5条許可が出されたものです。

第4号議案、審議番号5番と関連案件となっております。

続きまして、西部地域。3番、1件です。

3番、申請地、上津町、畑、392㎡。申請理由、転用事業者及び転用目的、転用面積を変更するものです。変更内容、転用事業者が、****氏から****株式会社へ、転用目的が、分家住宅、車庫、物置から特定建築条件付売買予定地（6区画）へ、転用面積が、392㎡から1,016㎡へ変更するものです。こちらにつきましては、昭和57年5月1日付にて5条許可が出されたものです。

第4号議案、審議番号9番と関連案件となっております。

続きまして、議案の7ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域。1番から9ページの8番までの8件です。

1番、申請地、大橋町常持、田、380㎡。申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、善導寺町与田、田、2筆、計2,088㎡。申請理由、申請地を取得して露天資材置場として利用するものです。農地区分は、第1種農地と第3種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、隣接土地と同一事業に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町石垣、田、3筆、計3,410㎡。申請理由、申請地を借り受けて、災害土砂等置場として利用するものです。農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町竹野、畑、240㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

5番、申請地、田主丸町田主丸、田、165㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。こちらにつきましては、第2号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

6番、申請地、北野町大城、田、368㎡。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、北野町金島、畑、278㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅兼店舗・倉庫及び露天駐車場として利用するものです。

9ページをお願いいたします。

8番、申請地、北野町中、畑、1,704㎡。申請理由、申請地を借り受けて、集出荷貯蔵施設を建築及び露天駐車場として利用するものです。

続きまして、西部地域。9番から10ページ、14番までの6件です。

9番、申請地、上津町、畑、3筆、計1,016㎡。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（6区画）として利用するものです。こちらにつきましては、第2号議案、審議番号3番と関連案件となっております。

10番、申請地、宮ノ陣町若松、田、畑、3筆、計118㎡。申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

第4号議案、審議番号11番と関連案件となっております。

10ページをお願いいたします。

11番、申請地、宮ノ陣町若松、田、畑、3筆、計303.02㎡。申請理由、申請地を取得して、納骨堂（2棟）を建築するものです。

こちらにつきましては、第4号議案、審議番号10番と関連案件となっております。

12番、申請地、城島町江上本、田、2筆、計876㎡。申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

13番、申請地、三潞町高三潞、畑、204㎡。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

14番、申請地、三潞町玉満、田、264㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

審議案件は以上となります。

なお、7ページの審議番号3番につきましては、転用面積が3,000㎡を超えておりますので、福岡県の農業会議で行われる常設審議委員会のほうで意見を聴取する案件となっておりますので、御報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

****委員** 東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバー5番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、大橋保育園から南へ約800m、久留米市東部運動公園から南西へ約760mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して北側の道路側溝へ排水します。約40センチから70センチの盛土と切土を行い、北側の道路より高くする計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック1段ないし2段を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号2番、地図ナンバー6番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請地は、善導寺小学校から北西へ約400m、善導寺保育園から西へ約490mのところに位置します。農地区分については、北側の農地につきましては10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたします。転用目的は、隣接地と同一事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。南側の道路に面した農地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの教育施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排

水につきましては、発生しません。約70センチから90センチ盛土をして、西側の道路と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号3番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、一時的に災害土砂等置場として利用するものです。一時転用期間は、許可後から3年間の予定です。申請地は、水縄保育所から北東へ約940m、船越小学校から南西へ約1.8kmのところに位置します。農地区分については、農用地区域内にある農地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、素掘り側溝及び自然流下で、西側、中央、東側の水路へそれぞれ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。切土・盛土はなく、整地のみで周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、既設のコンクリート壁70センチから1m及び緩衝地を設けることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号4番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、竹野小学校から東へ約110m、川会小学校から南西へ約2.3kmのところに位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの教育施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。駐車場部分を約50センチ切土をして東側の道路に高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、既設の石積み2段から3段及びコンクリートブロック2段を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号5番、地図ナンバーは9番です。

こちらにつきましては、第2号議案、審議番号2番と関連案件となります。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。こちらは昭和52年11月4日付で、***氏が分家住宅を建築するということで許可を受けていたものですが、一身上の都合で資金の目処がつかなくなり、建築までは至らなかったため、転用事業者と転用目的の変更承認申請を併せて行うものです。申請地は、JR田主丸駅から南東へ約320m、水縄保育所から北西へ約790mのところに位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当い

たします。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。切土・盛土はなく、整地のみで周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック 2 段から 3 段により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

審議番号 6 番、地図ナンバーは 10 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、善導寺保育園から北東へ約 740m、大城小学校から南東へ約 1.5km のところに位置します。農地区分については、おおむね 10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して西側の道路側溝に排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。約 15センチから 20センチ盛土をし、西側の道路と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、既設の擁壁 1 m のコンクリートブロック 1 段を設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

審議番号 7 番、地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、自己用住宅兼店舗・倉庫及び露天駐車場として利用するものです。申請地は、西鉄金島駅から南西へ約 900m、大城小学校から東へ約 900m のところに位置します。農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び U 字溝を経由して東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、汲取り式で処理します。切土・盛土はなく、整地のみで周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、既設の擁壁 1 m 及び既設のコンクリートブロック 4 段から 5 段により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

審議番号 8 番、地図ナンバーは 12 番です。

転用目的は、集出荷貯蔵施設を建築及び露天駐車場として利用するものです。申請地は、北野あおぞら幼稚園から北西へ約 330m、北野小学校から北東へ約 480m のと

ころに位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの教育施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。切土・盛土はなく、整地のみで周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、既設の擁壁45センチ及び既設のコンクリートブロック5段により土砂の流出を防ぐ計画となっています。これら全て申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

****委員** 続きまして、西部審査会についての報告をいたします。

審議番号9番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地（6区画）として利用するものです。申請地は、久留米工業大学から北西へ約700m、祐誠高等学校から南西へ約1kmのところに位置します。農地区分につきましては、本件は3筆の農地が申請地となっております。南側の農地1筆は上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に保育園と病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。北側の農地2筆は、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵、新設する道路側溝及び新設の排水路を経由して西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設される排水管を経由して、南側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。約80センチから90センチ盛土をして、南側道路と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック1段から6段及びL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは14番です。

転用目的は、自己用住宅の建築ですが、既に施工済みのため、始末書付きの申請となっております。申請地は、宮ノ陣小学校から東へ550m、西鉄古賀茶屋駅から南西へ約1.5kmのところに位置します。農地区分につきましては、西鉄甘木線、学校

前駅からおおむね500m以内の区域内にある農地でありますので、第2種農地として判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の水路へ排水します。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続しています。施工済みのため、盛土・切土はありません。被害防除につきましては、コンクリートブロックにて土砂の流出を防いでおります。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは15番です。

転用目的は、納骨堂（2棟）の建築をするものです。申請地は、宮ノ陣小学校から東へ約550m、西鉄古賀茶屋駅から南西へ約1.5kmのところに位置します。農地区分につきましては、西鉄甘木線学校前駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の水路及び東側の道路側溝へ排水します。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。高いところで70センチほど盛土をして周囲と高さを合わせます。被害防除につきましては、コンクリートブロック1段から2段を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは16番です。

転用目的は、露天資材置場を建築するものです。申請地は、江上小学校から北西へ約800m、青木小学校から東へ約1.5kmのところに位置します。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び溜柵を経由して西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。高いところで50センチほど道路高まで盛土をして周囲と高さを合わせます。被害防除につきましては、コンクリートブロック3段及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは17番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、三瀨小学校から西へ約250m、西鉄犬塚駅から北へ約1.5kmのところに位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して北側の道路側溝へ排水されます。汚水・

生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。切土・盛土はなく、整地のみで周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック 2 段にて土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号14番、地図ナンバーは18番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、犬塚小学校から北西へ約200m、三瀨中学校から北東へ約800mのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由し、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。60センチほど道路高まで盛土をして高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック 2 段から 4 段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、西部地域 6 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いをいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、ただいまから採決に入りたいと思います。

採決に当たりましては、第 2 号議案、審議番号 2 番及び 3 番と、第 4 号議案に分けて採決いたします。

それではまず、第 2 号議案、審議番号 2 番及び 3 番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第 2 号議案、審議番号 2 番及び 3 番は可

決されました。

続きまして、第4号議案について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
なお、審議番号3番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。
続きまして、第5号議案に入ります。第5号議案、農地移動適正化あっせん事業の
あっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申
請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申
請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番、2番の2件です。
1番、申請人、安武町武島、****。経営面積3万4,513㎡、農用地利用集積計
画に従い、利用すると認められます。
2番、申請人、北野町上弓削、****。経営面積2万4,493㎡、農用地利用計画
に従い、利用すると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願い
いたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、ただいまから採決をいたします。第5号議案につ
いて、賛成の方、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 12ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。
第1区。1番、2番の2件です。
1番、所在地、上津町、田、2筆、計194㎡、推進機構からの買入れとなります。
2番、所在地、安武町武島、田、260㎡、推進機構への売渡しとなります。
13ページをお願いいたします。
第3区。3番から5番までの3件です。
3番、所在地、北野町上弓削、畑、1,205㎡、推進機構への売渡しとなります。
4番、所在地、北野町高良、田、3筆、計3,699㎡、推進機構からの買入れとなります。
なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、株式会社****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。
5番、所在地、北野町十郎丸、田、2筆、計7,186㎡、推進機構からの買入れとなります。
以上、審議番号1番から5番までの案件につきましては、農業経営強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたし

ます。第6号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長あて通知をいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。よって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思っておりますが、これに御異議ありませんでしょうか。

「異議なし」の声

議 長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、2番、内田すなを委員、15番、轟香代子委員をお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。